

埼玉県成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支援する成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図るため、埼玉県成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 関係団体の連携に関すること
- 二 制度の県民への周知及び普及に関すること
- 三 制度の利用促進に係る諸課題の検討に関すること
- 四 その他、制度等に関することで協議会が必要と認めること

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる団体をもって構成する。

- 一 埼玉県（福祉部地域包括ケア課及び障害者支援課）
- 二 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
- 三 埼玉県内の全市町村
- 四 埼玉県内の全市町村社会福祉協議会
- 五 埼玉弁護士会
- 六 埼玉司法書士会
- 七 公益社団法人埼玉県社会福祉士会
- 八 関東信越税理士会埼玉県支部連合会
- 九 埼玉県行政書士会
- 十 埼玉県社会保険労務士会

(役員)

第4条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、埼玉県福祉部地域包括ケア課長をもって充てる。
- 3 副会長は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター所長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があるときは、会議に第3条に掲げる団体以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(地区協議会)

第6条 協議会に、埼玉県成年後見制度利用促進地区協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。

- 2 地区協議会は、別表に掲げる区域ごとにそれぞれ設置する。
- 3 地区協議会に関し必要な事項は、各地区協議会が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

(別表)

区域	地区協議会	構成団体
さいたま市、蕨市、戸田市、志木市、和光市、新座市、川口市、鴻巣市、上尾市、北本市、蓮田市、朝霞市、桶川市、伊奈町	さいたま地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町 ・管轄区域の市町社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会
越谷市、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、杉戸町、松伏町	越谷地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町 ・管轄区域の市町社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会
久喜市、加須市、幸手市、白岡市、宮代町	久喜地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町 ・管轄区域の市町社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会
川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、所沢市、狭山市、入間市、三芳町、川島町	川越地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町 ・管轄区域の市町社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会
飯能市、日高市、鳩山町、越生町、毛呂山町	飯能地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町 ・管轄区域の市町社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会

<p>熊谷市、行田市、東松山市、羽生市、深谷市、本庄市、寄居町、神川町、上里町、美里町、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村</p>	<p>熊谷地区協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町村 ・管轄区域の市町村社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会
<p>秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町</p>	<p>秩父地区協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域の市町 ・管轄区域の市町社会福祉協議会 ・埼玉弁護士会 ・埼玉司法書士会 ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ・埼玉県行政書士会 ・埼玉県社会保険労務士会